

群馬県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを、重点医師偏在対策支援区域（以下「重点区域」という。）に設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援に対して補助金を交付し、将来にわたり必要な地域の医療提供体制の確保を図る。

(通則)

第2条 この補助金の交付に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱（令和7年3月5日医政発0305第13号）、群馬県重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業補助金実施要領（令和8年8月12日医第30385-1号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、県が定める重点区域において、承継又は開業する診療所であって、地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とする。

2 この要綱により補助の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、実施要領により選定された国庫補助事業とし、その補助対象経費及び基準額は別表1のとおりとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあっては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であるときは、補助の対象者としなない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第4条 知事は、補助金交付の対象として認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助額は以下のとおり算定する。

- (1) 別表1の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める補助対象経費の実支出額と第3欄に定める基準額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、様式第1号を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更、又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、様式第2号を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止（一部の中止を含む。以下同じ）し、又は廃止する場合には、様式第2号を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、知事の定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。なお、知事が定める期間については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日付け厚生労働省告示第384号）に準じる。
- (5) 知事の承認を受けて、補助事業により取得した財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付させる。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 県補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- (9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ただし、いずれの場合においても事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、下記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は群馬県補助金等に関する規則第21条の規定により知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかな

なければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (11) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）に、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに様式第3号により知事に報告しなければならない。この場合において、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定したときは、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ア この補助金の交付の申請に当たり、都道府県が定めるところにより、この補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 都道府県が定めるところにより行う事業の実績報告等の際に、この助成金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、都道府県が定めるところにより当該額を補助金の額から減額して報告した場合

- (12) 補助事業の遂行において、暴力団等から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (13) 補助事業者が暴力団等であることが判明したときは、交付決定を取り消すものとする。
- (14) 前各号に掲げる条件に反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

（交付対象事業の着手）

第7条 交付対象事業の着手は、原則として、補助金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手（以下「交付決定前着手」という。）することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の交付決定前着手を行う必要がある場合は、補助金交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、交付決定前着手届（様式第4号）を、あらかじめ提出するものとする。

（実績報告等）

第8条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第5号に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

なお、施設整備事業を実施する場合に事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る会計年度終了の期日までに、様式第6号を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において概算払をすることができる。

2 事業者は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第7号を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定、交付、返還)

第10条 補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、知事は、報告書等の書類の審査、現地調査等により、その成果がこの補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該額を交付するものとする。この場合において、交付すべき補助金の額を超える補助金が既に交付されているときは、当該補助事業者は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

(承継・開業報告)

第11条 補助事業者は、第5条の交付の申請をした後に、診療所を開業、又は、承継をした場合、様式第8号を、保険医療機関の指定を受けた日、又は、管理者等の変更に係る届出をした日から20日以内に知事に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第12条 補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、知事はこの補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 交付の決定の内容及びこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(4) 補助事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。

(5) この補助金に係る国の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

2 前項の規定による取消しは、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者は、この補助金の交付の決定が取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(是正のための措置)

第14条 知事は、第12条第1項の規定により交付の決定を取り消す場合は、補助事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消すことができる旨を告げ、その是正を求めるものとする。

(理由の提示)

第15条 知事は、補助金の交付の決定の取消し、補助事業の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業の是正のための措置の指示を行うときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付について必要な事項は、その都度知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和8年8月12日から施行し、令和8年度以降の予算に係る補助金について適用する。

別表 1

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
施設整備事業	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費とする。 （１）診療所（診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） （２）診療部門と一体となった医師住宅 （３）診療部門と一体となった看護師住宅 なお、次に掲げる経費については、補助の対象外とする。 １ 土地の取得又は整地に要する費用 ２ 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用 ３ 設計その他工事に伴う事務に要する費用 ４ 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用 ５ その他の整備費として適当と認められない費用	別表 2 に掲げる基準面積に、別表 3 に定める単価を乗じた額の合計額とする。	1 / 2
設備整備事業	診療所として必要な医療機器購入費	1 か所当たり 16,500 千円	1 / 2

地域への定着 支援事業	診療所の運営に必要な次に 掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 報償費 旅費 備品費（単価 50 万円未満 に限る。） 消耗品費 材料費 印刷製本費 通信運搬費 光熱水料 借料及び損料 社会保険料 雑役務費 委託費	次により算出された額 （１）診療日数 ①診療日数 1～129 日 6,200 千円＋（71 千円×実診療日数） ②診療日数 130～259 日 6,200 千円＋（77 千円×実診療日数） ③診療日数 260 日以上 6,200 千円＋（87 千円×実診療日数） （２）訪問看護による加算額 25 千円×訪問看護日数	2 / 3
----------------	---	---	-------

別表 2 基準面積

部門	基準面積
診療部門	患者を入院させるための施設を有しない診療所 160 m ²
	19 人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所
	5 床以下 240 m ² 6 床以上 760 m ²
診療部門と一体となった医師住宅	80 m ²
診療部門と一体となった看護師住宅	80 m ²

なお、過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。また、補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

別表 3 1 平方メートル当たり基準単価

部門	構造別	単価
診療部門	鉄筋コンクリート	558,000 円
	ブロック	444,000 円
	木造	362,000 円
診療部門と一体となった医師住宅	鉄筋コンクリート	558,000 円
	ブロック	444,000 円

	木造	362,000 円
診療部門と一体となった看護師住宅	鉄筋コンクリート	558,000 円
	ブロック	444,000 円
	木造	362,000 円

なお、上記基準単価は、新築、増築及び改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。また、既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途知事に協議して承認を得た額とする。